

小田原市小児医療費助成条例等の一部改正について

1 改正の背景

子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的に、小児（0歳～中学生）に係る医療費の助成について、これまで設定していた小・中学生に係る医療費の助成に対する所得制限を廃止し、小児医療費の自己負担額を助成するため、小田原市小児医療費助成条例及び小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 小田原市小児医療費助成条例

医療費の助成に対する所得制限に関する規定を削除します。

改正後	改正前
所得制限なし	小・中学生は所得制限あり

(2) 小田原市小児医療費助成条例施行規則

(1)に併せて所得制限に関する規定を削除します。また、これに伴い、医療証の有効期間について、6歳に達した日以後に所得制限により医療費の助成を受けられない小児に対し、小学校就学前の3月31日を有効期限とする医療証を交付する取扱いを廃止します。

3 施行予定日

令和5年10月1日（令和5年10月診療分から）